

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成四十五年度まで延長する。

(二) 不動産取得税

サービスピ付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に係る非課税措置等について、軽減割合を見直した上で、適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長する。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者等がその事業の用等に供する自動車のうち一定のバス及びタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上で、適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長する。

ウ 車両総重量等が一定の要件に該当する乗用車、バス又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長する。

(四) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除又は税率の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長する。

(五) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成三十一年四月一日